

第6号様式別表9記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第57条第1項若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下「平成27年旧法人税法」といいます。）第57条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年法律第161号）第1条の規定による改正前の政令（以下「平成27年旧政令」といいます。）第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人又は欠損金額若しくは個別欠損金額について法第72条の23第1項若しくは第4項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成27年旧法人税法第58条第1項若しくは政令第21条第1項若しくは平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「控除前所得金額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第6号様式別表5を添付する法人 第6号様式別表5の㉔の欄の金額から第6号様式別表10の㉑の欄又は同表の㉔の欄の金額を控除した金額 (2) その他の法人 第6号様式の㉔の欄の金額から第6号様式別表10の㉑の欄又は同表の㉔の欄の金額を控除した金額	
3「所得金額控除限度額②」	平成30年4月1日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第6項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいいます。以下同じ。）に該当しない事業年度にあつては「、55又は100」を抹消し、同日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあつては「50、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあつては「50、55又は」を抹消してください。 (1) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす特定目的会社 (2) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす投資法人 (3) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。（ニ）において同じ。） (4) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人	
4「控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額③」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額又は個別欠損金額で、過去に繰越控除を受けなかった金額（前期分の㉑の欄の金額）を古い事業年度の分から順次記載します。 なお、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には第6号様式別表12の㉓の欄の金額を、当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。）の規定の適用を受けた場合には第6号様式別表10の㉔の欄の金額を、当該事業年度（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含みます。）において生じた欠損金額につき同法第80条又は第144条の13の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該還	

	付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額を含めた金額を記載します。	
5「当期控除額④」	当該事業年度の③の欄の金額と、②の欄の金額から当該事業年度前の④の欄の金額の合計額を控除した金額のうち、いずれか少ない金額を記載します。	